

八 家畜、家さん及びみつばちの飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究
第四十七条中「三部」を「四部」に、「総務部」を「経理部」に改める。

第四十八条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(経理部の事務)

第四十八条の二 経理部においては、左の事務をつかさどる。

一 食糧庁の所掌事務に係る一般会計及び食糧管理特別会計についての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 前号に規定する一般会計及び特別会計に係る行政財産及び物品を管理すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

食糧管理特別会計の経理に関する事務の適正を図るために食糧庁に経理部を設置するとともに、種畜牧場において家畜等の飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究を行うことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山政府委員 ただいま上程されました農林省設置法の一部を改正する

法律案の提案の理由を、改正事項の内容とあわせて御説明いたします。

第一に、食糧庁に経理部を設けることとであります。御承知の通り、食糧管理特別会計の合理化をはかるため、政府といたしましては、今国会に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を提出し、新たに六勘定を設けて経理の明確化をはかり、この会計の合理化に資するようにいたしたいと考えて、目下御審議をお願いしている次第であります。このような措置に対応して、多岐にわたる経理関係事務を統括整理し、食糧管理業務の経理の実態を的確に把握し、その処理に遺憾なくしめるための機構として、食糧庁に経理部を新設しようとするものであります。なおこの改正によって機構人員が膨張することは極力避けることとし、現在総務部に属している主計、経理、監査の三課をそのまま経理部に属せるとともに、その人員の配置も、現在の定員の枠内で措置したいと考えております。

次に、輸出品検査所に、農林省の所掌事務にかかる指定貨物についての指定検査機関が行う検査の指導監督の事務を加えることとありますが、去る第二十六国会におきまして輸出品検査法が制定され、本年二月一日より施行になり、これに伴って冷凍水産物、合板、食料カン詰及びびん詰等の輸出品検査を、新法に基づく民間の指定検査機関に行わせることとなったのであります。この機会に検査の実務に通熟している職員を配置した輸出品検査所に指定検査機関の行う検査の指導監督を行わせて、その適正な実施をはからうとするものであります。

第三の改正点は、現在全国十五箇所

に置かれております種畜牧場に家畜、家畜等の飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究を行う事務を加えることを内容としております。最近の急激な畜産の発展に伴い、家畜、家畜等の飼養管理の改善、草地の改良等の面におきましては、現在の試験研究機関が行なっております基礎的な試験研究の拡充強化と相俟って、現実には解決を迫られている問題について、このいよいよ実用化試験の面をも推進することが必要と考えられますので、このため、多数の家畜を飼養し、用地、設備、技術者のそろっている種畜牧場を活用することが、畜産の発展に寄与するところをきわめて大なるものがあると考えてこの改正をいたしたのであります。

これらの改正にあわせて若干の規定の整備を行なっておりますが、以上がこの法律案の主要な内容及び改正の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○保科委員長代理 本案に対する質疑は、次会以後に譲ります。

○保科委員長代理 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び科学技術会議設置法案を議題とし、質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 このたび、科学技術会議が設置されることに御提案の運びとなりました。正力国務大臣は、科学技術振興のための施策を推進するために、内閣に相当權威ある中枢の機関を設けるべきであるということが、かねての御持

論であり、われわれもそれにはあけて賛成をいたしておたわけでありま

す。ところが、ただいま御提案の科学技術会議というものは、当初の正力国務大臣の御構想からみると、かなり後退をしておるのではないかと、かなり深くいたします。この点から若干お尋ねをいたしたいと思うのです。

そこで、まず機構の点でお伺いをいたしたいのでありますが、この科学技術会議は、総理府に付属機関として設けられることに相なっております。そこで、総理府に付属機関として設けられているものの中にはたくさんな機関があります。その中でも、この科学技術会議が総理府に付置される地位が一体どこにあるのか。恩給審査会等々たくさんありますが、これは総理府本府の付属機関の中で、大体どのレベルに属するものであるのか、この点を一つ明らかにしていただきたい。

○正力国務大臣 科学技術会議については、後退したじやないかという御質問がありました。それについて、これは法律の規定上できないのであります。それで形においては幾らか後退したようにはなっておりますが、実質的には、私は後退してはいないと思っております。たとえて言うならば、総理大臣の諮問に応じて初めてやるような形になっております。ところが、そういうことにしなければ法制上工合が悪いのでして、実質においては、技術会議は常に研究しておるのであります。しかも常設に研究しておるのであります。総理大臣の諮問があつて初めて応ずるということになっておるが、こちらの研究は絶えずやっておりますのであります。実際においては変

らぬのであります。それから科学技術会議は内閣に置くことに法制上しないと、工合が悪いのだそうです。私も法制上あまり詳しくないのですが、そこで内閣の外郭機関にした、こ

ういうわけなのであります。実際においては、総理大臣の諮問のない場合やらぬようになっておるが、事実上は絶えず研究しておる。総合政策には必ずこれが関係しておる。それと、同じく内閣に置くと、総理大臣は一人の国務大臣のような地位になっておりますが、

事実上はやはり総理大臣としてかわるのであります。それからなさきのお尋ねの、内閣にいろいろな機関があるのと、同じものじやないかというふうなお話ですが、これは内閣のほかの機関と違つておるのは、各省大臣がかかる会議に出られません。これは文部大臣、大蔵大臣、企画庁長官、それに科学技術庁長官、この四大臣が委員になっております。それからほかの会議には常設の委員が少いのであります。これは学識経験がある者の中から二名が常設になっております。こういう点などもほかのものと違つておるのであります。

○岡委員 それでは端的にお尋ねをいたしますと、この総理府本府に付置されている機関といたしまして、原子力委員会、壱春対策審議会、奄美群島復興審議会等々があるわけですが、そこでお尋ねがなら科学技術会議も、この壱春対策審議会のあとにこのリストに上せられる、こういう地位を占めるわけですか。

○正力国務大臣 壱春対策とは地位が多少違ふのは、これには常設の委員がおります。壱春対策には常設の委員が

ないと思います。学識経験ある四名のうちから二名は常設にして、常時研究をしておるという点であります。

○岡委員 事務次官、この科学技術会議はどうかの点ですか。

○篠原説明員 ただいま正力内閣大臣が御説明申し上げました点につきまして、御説明申し上げました点に、最初に科学技術会議を内閣の機関として置く構想でございましたところが、内閣に置きます機関といたしましては、国防会議、憲法調査会等がございますが、これはすべて一般行政機関に分類されることと相違ない、内閣みずからの事務ばかりでございます。これに反しまして、科学技術に関する科学行政は、現制度下におきましては各省にすてに分散されておりました、問題となりますのは、この分散されておる科学技術の全般につきましまして総理が総合調整権を発揮して、そして科学技術の強力なる推進をいたそうというところでございますので、おのずから内閣に置かれます機関と別個の關係がございますので、法制上の立場から総理府の付属機関としたわけでございます。

なおどこに置かれるかと申しますと、従来の習慣上、いろいろな審議会とか、あるいは会議とかございますと、新しくできましたものは、順序といたしましては、既存の機関の次に参ります。しかしながら、その内容等につきましましては、本会議は非常に重要でございまして、先ほど大臣から御説明がありましましたように、総理を議長とし、関係の閣僚大臣、あるいは常時この問題を考へております常勤の学識経験者というものが加わっておりますので、なお第二条にもあります通り、

「当該事項について会議に諮問しなればならない。」という、内閣総理大臣が常に諮問の義務を負っているという点、相当従来のものと変っているんじゃないかと思ひます。

○岡委員 会議の運営はよくわかるのですが、ただその格付は、そうしますと、憲法対策審議会、国土開発審議会、科学技術会議が入るわけですか。

○篠原説明員 その格付と申しますけれども、順序は、従来既設の機関の次につくわけでございますが、順序を追いまして最初が大事で、あとは大事でないというところはちよつと言えないと思ひますが、格付と順序とはおのずから違つていふと思ひます。

○岡委員 そういたしますと、科学技術会議の議長というのは内閣総理大臣をもつて充てる。この内閣総理大臣は、もちろん内閣の首班としての内閣総理大臣でしょうね。

○篠原説明員 これは総理府の長たる内閣総理大臣でございます。と申しますのは、総理府の長たる内閣総理大臣は、各省各庁にまたがりますすべての施策あるいは事務を調整する権限を持つておりますので、その立場におきましてこの会議を運営していくということになります。

○岡委員 そうすると、この運営は、総理府の長である内閣総理大臣がこの会議を主宰する、そうしてこの会議が諮問に應じて決定した意向については、政府の首班である内閣総理大臣がこれを尊重しなければならぬ、こういう運営になるわけですか。

○篠原説明員 尊重の立場にあります

内閣総理大臣も、また総理府の長であります。しかしながら、これはただただと言つては語弊がありますが、諮問に應じて答申しまして、総理府の長たる内閣総理大臣がこれを尊重し、最後の決定は、やはり閣議という段階におきまして最高決定をしていくものと存じます。

○岡委員 第三条の、尊重しなければならぬと義務づけているものは、政府の首班である内閣総理大臣ではなく、会議の議長であり、かつまた総理府の長である内閣総理大臣であるといふと、この会議の決定について尊重するのは、この会議の議長をして、この運営上非常におかしなことになるんじゃないですか。

○正力内閣大臣 それはやはり内閣総理大臣として尊重しなければならぬといふことであります。総理府の長でもありません。

○岡委員 それでは第三条の内閣総理大臣は、答申があつたときは、これを尊重しなければならぬ。これは内閣の首班としての内閣総理大臣である。そして科学技術会議の議長は、総理府の首班としての内閣総理大臣である。内閣総理大臣が二重にいわば使

いわけられて運用される、こういうことですか。

○水間説明員 この科学技術会議を当初内閣に置くという構想もございしたけれども、現在の内閣制度との兼ね合ひで、内閣に置くことなしに総理府に置いたわけであります。この点については原子力委員会も同様な姿になつたわけでございしますが、原子力委員会も同様に内閣総理大臣は、原子力委員

会の決定その他を尊重しなければならぬという規定がございします。あの際の内閣総理大臣の読み方も、総理府に置きました関係上、尊重する立場にある内閣総理大臣も総理府の長官としての内閣総理大臣、諮問する立場の総理大臣も総理府の長官としての総理大臣という解釈をとつております。従つて今御質問になりました第三条の内閣総理大臣も、総理府の長官としての内閣の総理大臣が尊重するという建前をとつております。

○岡委員 そうすると正力内閣大臣の御構想と違つてくるんじゃないですか。

○水間説明員 その点は長官が説明申し上げたかと思ひますが、もともこの会議は内閣それ自体に置くという構想であつたわけでございしますけれども、その構想が後退したと申しますか、後退したわけではございませんけれども、内閣に置くことなしに総理府に置くというふうな形を変えたわけでございします。というのは、科学技術というような行政事務は、国防会議がやつてゐる姿、あるいは憲法調査会がやつてゐるようなものは各省に分属せずに、各省がこれをやらぬので内閣それ自体がやるのが適當であるという理論からいたしました内閣それ自体に置いたわけでございします。それに関しまして科学技術行政が各省にそれぞれ関係してゐるという問題がございしますので、それを総合調整する立場に立つて、従つてその総合調整する立場に立つ内閣総理大臣は、総理府の長官としての内閣総理大臣も総理府設置法上そういう任務を持つておりますので、そういう任務に含ませて第二条のよう

な書き方をいたしました。総合調整の立場から総理府の長官としての内閣総理大臣が科学技術会議を主宰する。従いましてその内閣総理大臣の立場でこれを尊重する。従つてその際にはキャビネットの、内閣の長としての総理大臣でなく、総理府の長としての総理大臣が総理府の設置法の規定によりまして、各行政機関の施策の総合調整に任ずるという任務は、総理府の長官としてもあるわけでございします。それを受けまして、総理府の長官である総理大臣が尊重するという立場をとつております。それで法制上の建前から内閣に置かないで総理府に置いたわけでございしますけれども、実際の運用としては総理府の長官としての総理大臣もそういう任務を持つておりますので、そういう任務に従つてこれを運用して参るならば、内閣に置いた場合とそうへだたりのない実効をおさめられるんじゃないかと思つております。

○岡委員 そうすると、もう一度正力内閣大臣にお尋ねいたします。どうも私ははつきりわかりませんが、まだ納得いきかねるのですが、要するに科学技術会議を主宰する議長である内閣総理大臣は、総理府の長である内閣総理大臣である。しこうしてこの科学技術会議のなす答申を尊重しなければならぬものも総理府の長としての内閣総理大臣であつて、内閣の首班者としての内閣総理大臣ではない、こういう立場において運営されるのですか。

○正力内閣大臣 先ほど私が説明したことと変らぬと思ひます。法律上はそういうふうになつてはならぬが、事実上はちつともわれわれの主張と反しておらぬわけであります。原子力委

員会がきめたことを内閣総理大臣が尊重する。それと同じくこれも内閣総理大臣が尊重する。議長としては総理府の長である総理大臣であるが、尊重するのは内閣総理大臣として尊重するわけであり。だから、法律上からそうしなければいけません。そうなたわうしなればいかにぬのでそういうわけで、事実上においては変らぬという意味なのであります。

○岡委員 原子力委員会が最近、よろめいている、よろめいているという声を聞くのですが、問題はここにあるわけなのです。そこでこの点はやはりはっきりしておいてもらわなければならぬ。この第三条の内閣総理大臣は、答申を尊重しなければならぬ、尊重しなければならぬ内閣総理大臣は、閣議の主宰者としての内閣総理大臣ではなく、他の國務大臣と同列の総理府の長としての内閣総理大臣であるということでは、この答申の尊重のされ方が違ふじやありませんか。そのこととくらねえんです。

○正力国務大臣　尊重するのは内閣総理大臣としての尊重であります。総理府の長じやありません。そこでこれが原子力委員会と違うのは、原子力委員会は内閣の総理大臣が尊重しなければならぬということになっておるにかかちわらず、事実上はなかなかそうはいっていません。そこで私はここにこういう構想をもってきた。何となれば、政策の決定権は内閣にあります。内閣が決定するのであるから、総理大臣が尊重しただけではいけないのです。それで今度大蔵大臣も入れ、それから企画庁長官も入れ、さらに文部大臣も入れたということであります。原子力委員会というめきと言われては、はなはだ遺憾のよめきと言われては、はなはだ遺憾

憾ながら、よろめいておるのは、つまり幾ら総理が尊重するとしても、各省の間がうまくいかないのです。そのよろめきを直すために今度こういうものを作ったわけであります。

○岡委員　そうすると、さっきの大臣以外の方の解釈と違うわけですね。第三条における答申を尊重しなければならぬのは総理府の長である内閣総理大臣である、そう私はお聞きしたのですが。

○**模倣説明員** どうも、法制的に申し上げますと、科学技術会議の主たる根拠は、総理府の長たる内閣総理大臣が各省庁の施策並びに事務を総合調整し得る権限を持つております。その立場

において内閣総理大臣がこれを実施されるわけでございます。結局この第三条の内閣総理大臣は、法制上の解釈はやはり総理府の長ということになります。しかしながらここで内閣総

理大臣が、内閣の長たる総理大臣と総
理府の長たる総理大臣と同じ人物でご
ざいますので、先ほど大臣がおつ
しゃった通り、結果におきましてはあ
まり相違がない。しかも最後の決定は

閣議において内閣の長たる総理大臣が決定するわけでございますので、建前上はそうでございますが、実質上は大臣のおっしゃった通り變りないと存じます。

○岡委員 私は運営上の問題を聞いてゐるのではないのです。機構上の問題として解釈を一定しておきたいと思うのです。それからその後の運営が出席しなければならぬと思うのです。今次官がおつしやつたのによれば、第三条の内閣総理大臣は、内閣の首班であり閣議を主宰する内閣総理大臣でなく、総理府の長である内閣総理大臣、こう

言っておられるのですが、正力國務大臣はそれで納得がいくのですか。

○正力国務大臣 この尊重しなければならぬというのは、総理府の長である内閣総理大臣として尊重しなくちゃならぬことだと私は思っております。しかし尊重しなくちゃならぬのであるけ

れども、尊重するだけのものであるから、今まで原子力委員会はうまくいっていないので、あの原子力委員会の失敗を繰り返したくないというのがこの科学技術会議を作ったゆえんであります。

す。しかし何としても、決定するときには閣議で決定しなければなりませんから、それで閣議に關する人もここに入れて、事實上これできめたことはそれでいくと思つております。

○岡委員 どうもはつきりしません
が、そこで運督の立場から見て、内閣
総理大臣は総理府の長である内閣総理
大臣、第三条のこれがこの会議の決定
された答申を尊重しなければならぬ。

そこでその答申に基く法制的、予算的措置というものは、総理府の長である内閣総理大臣が閣議にはかる、そして内閣の主宰者である内閣総理大臣はこれに對しては何ら拘束を受けないとい

う立場にあるわけですが、そういうこと
 になるのですか。

○正力國務大臣　総理府において、総
 理府の長たる内閣総理大臣がこれを主
 宰しますから尊重はします。尊重はし

ますけれども、この政策の最後の決定は閣議でありますから、閣議によってどうなるかわからぬということになってはくるのです。要するにこれは単なる諮問機関でありますので、そういうことになるより仕方がないと思います。だから私の最初の主張から見る

と、法律的には多少後退したような気分がありますけれども、事実上においては後退していないと思っておるわけであります。

○岡委員　そこが僕は大後退だと思うのです。

それではこの第十条に会議議員の職分について書いてあります。この第一号の「政党その他の政治的団体の役員

となり、又は積極的に政治運動をすること。」というのはどういう意味ですか。政治団体の役員であっても、地方の役員もあるし、中央の役員もある。

○正力国務大臣　これはこの間も問題

○岡委員　それでは内閣総理大臣は、

また同時に政党の総裁であるわけですね。これは最も重要な役員であるわけですね。この議員の資格に対して欠格的な条件になるのではないのでしょうか。

○篠原説明員　これは第六条第一項の第五号でございますが、これは「科学技術に關してすぐれた識見を有する者 四人」とございますが、この四人に対する欠格条項でございます。

○岡委員 わかりました。ところでこれは正力国務大臣、政党その他の政治的団体の役員というものは、二大政党対立で特に科学技術ということは超党的に進めなければならぬものでしょ

う。特に政党を排除するというような
 条項はこの会議の性格から見て不適当
 だと思うのですが、何がゆえにこうい
 うものが必要なんでしょうか。

○篠原説明員　これは法制局審議の段

階におきまして、前例によりまして、
 こういう条項を入れるということに相
 なったわけでございまして、これは出
 にこの会議議員のみならず、特殊法人
 の役員その他に全般的な問題でござい
 ます。全般的に御審議いただきますべ
 ば幸いと思えます。

○岡委員 特殊法人と、そしてこの要
置されようとする科学技術会議という
ものを全く同列に見て、特殊法人では
政党的役員を排除する規定があるか
ら、これも排除しなければならないと

いう、そういう画一的な見解は妥協じゃないでしょう。これはぜひ一べん委員長から法制局の担当者にきてもらって十分説明を聞きたいと思ひます。さもなければ私の意向を率直に出

でも、先ほど来正力国務大臣は、とにかく現在日本の各省庁にそれぞれ科僚技術関係の担当部門があり、試験研究

機關があり、実施部門がある、これら総合調整するということが重要な仕事である。そこで設置法にも総理府の任する内閣総理大臣には総合調整の任を与えられているから、この総理府の

である内閣総理大臣が、そのいわば三
された権限に基いて総合調整して
く、こういうようなことを期待して
られるわけですね。そこで私が先ほ
あげましたように、実に総理府にも

くさんの審議会、委員会ができて、それぞれ機能はあるでしょう。しかしながらただ審議会はかり作るというようなことは、屋上屋を架して、實際上の仕事ができるかできないかというところに私は非常に疑問を持つわけがあります。そういう意味から、科学

術会議がそのときの政府の重要な科学技術の基本的なコースをきめ、それを具体的に法制化し予算化していくという実施機関として、当然科学技術省というようなものを作つて、これが実施機関となつていくという、そういう構想をお持ちじゃないでしょうか。

○正力国務大臣 今度の科学技術会議を作つたのも、各省のセクションナリズムをやめたいというのが趣旨であります。もちろん科学技術省を作るためにこれを考へたわけでありませう。

○岡委員 それから、これも昨日前田委員からお尋ねになつた点であります。原子力委員会との関連性は運営上どうなさるおつもりですか。

○正力国務大臣 原子力委員会との関係は、昨日も申し上げました通りに、原子力プロパー、原子力の平和利用と表になつてゐるものだけを原子力委員会できめる。そしてほかの部門、原子力以外のものも多少関係がありませうから、原子力プロパーというてはなかなか範圍がむずかしいところがあるが、とにかく原子力以外、つまり電子に関係があるというやうな問題につきましても、この科学技術会議できめるといふことになつております。しかしその連絡には、幸い私が原子力委員長であり、科学技術庁長官であるから、その調節の任務はとれるものと考えておるのであります。

○岡委員 正力国務大臣のように、科学技術にも原子力にもきつめて豊かな識見を持つておられる方が兼ねておられればそれはいいかもしれませう。しかしとにかく原子力委員会の委員長は国務大臣である科学技術庁長官をもつて充てるといふので、たまたま

科学技術庁長官に當つた者が原子力委員長になつたけれども、これが科学技術についてあまり認識がないとなかなかうまくかね合ひがでないと思へます。たとえば具体的な例を申し上げます。たとえば核融合反応というやうな問題は、これは非常に重大な問題であり、おそらく二十年もすれば、核融合反応の平和利用の時代が来るでしょう。日本でもごく初歩的な実験では成功しておる。こういう問題は、核融合反応であるから原子力委員会の担当のものである。

同時にやはり全体的な科学技術の推進のための重要な科学技術会議の問題でなければならぬ。核融合反応という具体的な問題は、原子力委員会と科学技術会議とどちらがさばっていくのですか。

○正力国務大臣 核融合反応のやうな問題は、もちろん原子力委員会でもやらせまう。その上で科学技術会議の方にかけるつもりであります。

○岡委員 そうすると、原子力委員会の設置法を見ると、原子力委員会の決定は、内閣総理大臣がこれを尊重しなければならぬ。ところがここでは総理の長である内閣総理大臣が、今度は「関係行政機関の施策の総合調整を行う必要がある」と認めたときは、云々というところで、会議に諮問しなければならぬ。そこで原子力委員会から核融合反応についての具体的な、いわば施策が決定されて、これが内閣総理大臣に御告される、内閣総理大臣はこの科学技術会議に今度は諮問する、科学技術会議からノーという答えが出るという可能性はあるわけですね。

○正力国務大臣 今のやうな問題については、やはり科学技術会議でも、原子力委員会の点を尊重していかなければならぬつもりであります。

○岡委員 この科学技術の振興ということがキャッチ・フレーズのやうに、総理大臣の施政方針演説でも、大蔵大臣の財政演説でもうたはれてゐる。正力国務大臣は特に熱心に科学技術の振興を唱へられておられる。そうして今や科学技術会議というものが設置される。しかし私は先ほど来お尋ねをいたしまして、どうもこの科学技術会議の運営が、ほんとうに權威づけられていくのかどうかという点に、一まつ疑義を持つてゐます。そこで、それでは一体科学技術会議ができたが、まず何か取りかかるといふことです。ここまではなるほど抽象的な方針は書いてありますが、正力国務大臣はやはり当然科学技術の長官として、この会議の最も有力な発言者である。あなたは、一体この科学技術会議ができて上つたら、まず何をとり上げなければならぬと思ひますか。

○正力国務大臣 これはまた抽象的と言われるかもしれませんが、科学技術に関する基本的総合的政策を決定せしめるといふことを第一に考えております。

○岡委員 それは技術がかぶつたやうな非常に抽象的な表現なので、こういう抽象的な表現の中を網ををほつて、具体的にまず何をつかまへなければならぬかといふことですが、あなたの御構想を伺ひたい。

○正力国務大臣 私は第一、根本的に考えなければならぬ問題は、科学技術教育の問題であると考えております。それから科学技術の研究の目的つまり結局研究費の問題になつてきますが、

今大学の研究費なんというのは、実に哀れな状態になつております。そうして大学と民間の方との調和がちゃんととれておりません。そういうことをこの会議で十分根本的にきめさせたい、これはまだ私見であります。私はそういうことを思つております。それからなお進んで言ふならば、現在の科学技術者の待遇の問題がまだばらばらであつて、つまり一致しておらぬという点があります。そういうやうなことももう少し科学技術会議で根本的にきめて参りたいというふうに考えております。

○岡委員 教育という問題を非常に強調しておられますが、たとえば四月からは小学校等の課程に道徳科目が一時間加わります。ところが現在の小、中学校の卒業生は、数学では戦前のレベルに比べて二、三年おくれといふといふ、こういうものをまず改め、国民の自然科学に対する知識の水準を高めるといふことが、まず一つの大きな仕事である。これには文部大臣を加えて、いかにしてこれを高めるかといふことについてこの会議は真剣に取り組む、こういうお考えでありますか。

○正力国務大臣 わろんそれをも一つに考えております。御承知の通りに、今日数学の問題を文部省が取り上げてきたのはけつこうです。今までは文科を尊重しておつて、理工科系というものを軽く見ておつたのですが、それを小学校のときから科学思想を植え付けたといふことは科学技術会議で考えて参りたい、こう思つております。

○岡委員 それから、先ほどやはり正

力国務大臣の御指摘になつた基礎研究の分野、昨年の卒業生の統計を見ると、国立、私立、公立を含めての大学卒業生の中で、自然科学分野の人たちは大体三割弱です。しかもこの三割弱の者が今度は研究室にどれだけ残るかといふことを、一例をあげますと、たとえば東大といへば日本の理工科部門でも最高の權威とも言えるわけですが、ここが理工学部合せて大体百四十名の講座を持つてゐます。定員といふのは一講座当り四名、これは教授を含めての定員ですから、助手にすれば二名かせいぜい三名といふことになつてくる。こういうことで、まず人の点で基礎研究分野に進もうといふ人たちが非常に大きく制限されておる。こういうことも科学技術振興のための基礎分野の陶冶という意味で、この科学技術会議で真剣に取り上げてもらわなければならぬ問題だと思ひます。具体的にこのやうな事実について大臣はどういうふうになさると思ひますか。

○正力国務大臣 先ほども申しましたが、大学の研究状態といふものが今日のやうな状態では、とてもできないのであります。私が驚いたのは、戦前の大学の研究費が何かに見ると一百万円とかいふ、それが今百万円とかになつておるやうですが、その一百万円が、今日物は三百倍、四百倍にもなつております。だからそれでできるはずがないのです。今までは文部省でも学術の研究に対する予算をどうしてもとれなかつた。御承知のごとく、アメリカでは二兆億も予算をとつてゐる。ソ連では一兆四千億もとつてゐる。日本はたつた四百四十億です。こういう程度の予算しかとつておらなくてうまくいくわけが

ないのであります。今度の科学会議に大蔵省を入れたり、経済企画庁を入れたのはそれなんです。どうしてもそういうものの力を得て、ここで予算に対する考えを全く変えなければならぬ。しかしこれは、そういう欧米に比較すれば遜色がありますけれども、大蔵省としては今度の予算でも、科学技術庁は今のようない民間を合せてたつた四百四十億ですが、政府の予算でも一番早くきめた。今までから見ると非常な進歩なんです。進歩だが、今日世界の大勢から見ると非常に情ない状態でありまして、一つ科学技術会議でこの点をしっかりとらめたい、こう思っております。

○岡委員 今御指摘のように、科学技術とは一体何かという問題に対する――私は正力国務大臣は閣議で孤軍奮闘かもしれないが、内閣全体として認識が足りないというところに、この会議を設けて一体どれだけの実効を奏するのかという点に、私は非常な疑問を持たいと思うのです。なるほど科学技術というものは自然界の法則を探究する、これを人間の生活や国家の経済に有用なものにするのが科学技術というもののなのです。だから科学技術につき込む資金というのは、自然界の法則を探究して、これを人間の生活に有用なものに役立たしめるための投資です。その投資が四百四十億、国民総所得の大体〇・六%強ですね。ところがこれが他の先進国では、あるいは一・五%、二%、三%というふうに非常に科学技術というものの対する認識が国、政府全体として高められて、非常に予算的努力をやっておる。これに一つ追いついていこうというのが正力

国務大臣の御抱負のように私承るわけですが、そこでしかしながらこれまではその予算的努力が足らなかった。これからこの科学技術会議ができるから、もう今度はそういう低調な予算では済まされないう、必ずやってみせるといふあなたは御抱負を漏らしておられるわけですね。しかし先ほど来申し上げたような格好で、機構は内閣総理大臣が議長になり、また報告を受ける、しかし一人の人間だから、多少報告の尊重のされ方も閣議では違うだろうというような、單なる期待的な考え方で、果して答申案というものが、予算的に法律的に政府の誠意ある実現が期待できるかという点に私は非常に疑問を持つのです。それはたとえ科学技術庁長官としても、今度の理科学研究所にしても、日本じやなるほど国民全体の自然科学の水準が低い、だからこれを高めなければならぬ、その努力は今までのところほとんどなされておらない。次に基礎研究にもっともつと力こぶを入れなければならぬ。ところが、基礎研究は、国務大臣御存じのくせに御努力になつていただけなかった。今度講座の主任である教授の研究費は、自由に使える研究費が二〇%上つても十七万円、戦前の五分の一で、戦前は三千六百円、今の貨幣価値で百万円くらいのもので教授が自由に使える金として研究につき込まれた。今は十七万円です。そうして東大の工学部のごときは、そこにある設備といつたってほとんど旧式の、大正年代のもの四〇%、明治年代のものが三〇%もある。戦争以後の新しい設備などというものは二%にも満たない。だから、予算的にも何らの努力もない、

施設が古い、しかも定員で押えられて人が足りない。十分人もなく、金もなくて、設備がなく、基礎研究の方に大幅な力こぶを入れるといつてもできっこない。こういう面をただばく然と、会議が設置されればできるんだという夢を与えていただくだけでは、私は納得できない。それならばあなたは当然やばり国務大臣として、閣議の席上でこういう問題についてはほんとうに声を大にして叫んでもらわなければならぬのだ。この点私はまだまだ非常にこの会議がせつかくできて、ほんとうにこういう面において成果を上げることがどうかという点、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○正力国務大臣 ただいまの御忠言まことにありがたうございました。私はもちろん強い決心を持っております。実は閣議の席上でお前は大いに言えといわれても、今まで言つたつてだめなんです。それから、今や内閣の一番重要な政策に科学技術の振興ということをしてゐるのだから、一つここにこういう科学技術会議を作つて、先ほど申し上げましたように文部大臣も入り、大蔵大臣も入り、そして私も入つて、そこでそれだけではどうしてもまだ今までは閣議で言つたつてだめなんです。それから、ここにつまり専門家、学識経験ある人を四人入れる。これは私は確かに今までより相当に進歩したことだ。できることというふうに思ふし、また何が何でもこういうことをやるについて、世論の背景が必要なんです。閣議だけではいかぬもんです。幸いこういう人が出てくれれば、世論も支持しますと御承知の通り、今のようじゃ幾ら私が言つても、幾ら文部大臣ががんばつても、

閣議ではあゝいふふうになつてしまふ。だから私はどうしても世論の支持というものが必要である。ところが幸いにして政府の大政策にきめた、そうして世論もこれを支持してくれる。そうして今言つた通りに、科学技術者を優遇しなくちゃならぬということも世論認めてきたし、予算も多少とれました。ただ、これは不十分だが、今度の科学技術会議ができれば、できただけでも世論も、なるほど政府も目がさめた、政府も力を入れるなんていうふうにも思ふてくるのです。そうすれば非常にやりやすくなる、こう思つておりますから、私は今度は相当の効果を上げ得ると確信をいたしております。

○岡委員 そこでこの科学技術会議が当面する問題としては、まず国民の自然科学に対する知識を高める教育的努力をしなければならぬ。次に、基礎研究の分野において人もふやし、設備も切りかえ、予算もふやし、研究者の処遇も改善をして、そうして喜んで若い学徒に研究してもらへるようになるということも、第二の科学技術会議の大きな当面の仕事だと思ふ。そこでその次の問題なんです。さていよいよさういふふうにして基礎研究がどんどん進められた、しかし象牙の塔の研究ではこれは話にならない。だから基礎研究が日本の産業技術として、日本の経営の中へ生きてこなければならぬ。いわば応用化され実行化されてくるというところ、ところが日本の国は、民間会社の研究努力というものは非常にまだ乏しい。だから国がこれを一つうんと力こぶを入れなければならぬ。そこで理化学研究所というものを設置されることになつた。ところが理化学研

究所にしたつて、国がことし三億三千万出したところで、総出資金は十一億弱です。十一億弱の出資金をもつては、こうして基礎研究をほんとうに産業的実用化を結び目としては、理化学研究所のごときはまだ私は予算が足りないと思ふ。これはもつと大規模に、この規模を拡大をしてその機能を十分に發揮せしめるように、年次的に五カ年なり五カ年計画ということ、こういう方向に持つていくんだという総合的な理化学研究所、こういうものを一つ作り上げていくということも、私は科学技術会議の大きな任務ではないかと思ひます。こういう点正力国務大臣いかがでしょう。

○正力国務大臣 全く御意見に同感であります。実は今までの日本の民間の研究室というものが、外国に比較してはまだまだはなだ劣つております。これは何としても基礎研究が必要だが、それと同時に応用面を力を入れなければならぬ。それについては政府だけではいかず、民間にもやらせなくちゃならぬ。その民間がまだ御承知のような状態である。それから政府としても、この理化学研究所の応用面も置いたんだから、これについては予算がはなはだ少なくて残念であります。幸い科学技術会議もできたんだから、来年は相当の予算をとり得るようになると思つておりますし、またしなくちゃなりませんから、また一つ御声援をお願いいたします。

○岡委員 体裁よくお願いされちゃかないませんが、そういう点ごとしも科学技術庁として私は努力が足りなかつたという点を指摘したいのです。われ

われは大いに声援をしておるけれども、結果から見れば正力国務大臣の成績はとも落第点を上げるよりしようがない。

それから先ほど正力国務大臣は科学技術省を設立するという方向に持っていきたい、それには現在各省庁にまたがってある試験研究機関なりこういうものにつまみしても、事務次官が集まって話し合いをさせても、互いのなわ張り争いからまとまらないので、そこで科学技術会議のような高いレベルのものでこういう方向を定める。そして内閣総理大臣が尊重して、閣議段階でこういう従来の最も悪弊である官省庁のセクショナリズムを一つ打破して、一つの機構にまとめていく、こういうふうにあなたは御抱負を申された。これはあなたの信念として私も了解しているのです。

○正力国務大臣 全く私はそう信じておるのであります。これをぜひ一つ実行に移したい、こう思っております。それだから一つまた御声援をお願いいたします。

○岡委員 なお私正力国務大臣の率直な御意見を聞かしてもいいのだ、が、防衛庁では二十二億の研究のための予算が組まれておる。それでエリコンでも買ってきて、誘導弾を研究しよう。日本の科学技術会議というものは、もちろん科学技術が国民の福祉に關連する、国家経済の繁栄に貢献をする、こういう方向にもうとんと一途に進めらるべきものだと思っております。あなたのお考えはどうなんですか。

○正力国務大臣 防衛庁のことは私はよく知りませんが、われわれは全くこ

れは平和利用、経済促進ということに力を入れてやっておるわけでありまして、

○岡委員 大体正力国務大臣が科学技術会議を設置しようと思立たれたこと、そして科学技術会議がまず何を取り上げて解決をしなければならぬか、ということについては、まず国民の自然科学の教育水準を高める、基礎分野における研究をもっと高める、そしてそれと応用との結びつきについて、国としてはもっと計画的に予算的な協力をしなければならぬ。そうして現在各省庁にまたがってある官省庁のセクショナリズムは、なるべくこれを統一ある運営に持っていくような努力を、機構的にも考えなければならぬ。そこで何といつても一番の根本は、国民の自然科学に対する教育というものの高め方にあると思う。

そこで私は委員長にお願いをいたしたいのですが、ぜひこの点についても私は文部大臣の御抱負をしっかりと聞きをしておかなければ、容易に科学技術会議に賛意を表しがたい。この際科学技術会議というものが正力国務大臣の構想のような、基礎研究と国民の自然科学水準を高めるといふことについて、文部大臣にも私はしっかりとしたいお言葉をいただいておかなければ賛意を表しがたい。委員長において次の機会にでもぜひ一つ文部大臣の御出席をお計らい願って、もう一度この問題について私どもの所見を申し上げて政府の御所見を承りたいと存じますので、委員長にそのようにお取り計らいをお願いいたしておきまして、一応私はこれで終わります。

○保科委員長代理 午前中の会議はこ

の程度といたしまして、午後一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十五分開議

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 法制局の方から専門的な解釈をお伺いをいたしたいと思ひます。

ただいま御提案の科学技術会議設置法案の第三条におきましては、「内閣総理大臣は、前条の諮問に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。」と書いてあるわけであり、閣議を主宰する内閣総理大臣であるという趣意が、科学技術会議そのものの権威の上から見て妥当ではないのではないか。従つて、この第三条の内閣総理大臣は、内閣の首班であり、閣議を主宰する内閣総理大臣であるという趣意が、科学技術会議そのものの目的にもかかならないのではないか、事実上運営の問題として、私はそういうふうな考えがあるのであります。そういうわけにはいかないものでありますか。

○野木政府委員 法案でありますから、法律といたしましては、実体的の政策いかんによつて法文を作るといふふうになりまして、もし実体的の政策も、内閣の長としての内閣総理大臣といふふうを持つていくとすると、ならば、やはりそういうふうな実体的な政策となるわけでありまして、この案といたしましては、そうではなくて、内閣総理大臣といふのは、総理府の長としての内閣総理大臣、そういう建前で書いておるものと解されるわけであり、閣議を主宰する内閣総理大臣といつても、人は同じでありますから、実際ににおきましてはそこに運用の妙を発揮できる、そういうことで目的が達せられるというふうな前提で、この法案

ういうような地位における内閣総理大臣、つきつめていえば、そういう解釈になると存じます。

○岡委員 この科学技術会議設置法の目的はここにうたわれてある通りであります。科学技術の振興そのもの、政府の重大な施策となつておるわけであり、このような重大な施策のプログラムを決定する科学技術会議の決定なるものは、単なる総理府の長である内閣総理大臣が尊重をしなければならぬということでは、科学技術会議そのものの権威の上から見て妥当ではないのではないか。従つて、この第三条の内閣総理大臣は、内閣の首班であり、閣議を主宰する内閣総理大臣であるという趣意が、科学技術会議そのものの目的にもかかならないのではないか、事実上運営の問題として、私はそういうふうな考えがあるのであります。そういうわけにはいかないものでありますか。

○野木政府委員 法案でありますから、法律といたしましては、実体的の政策いかんによつて法文を作るといふふうになりまして、もし実体的の政策も、内閣の長としての内閣総理大臣といふふうを持つていくとすると、ならば、やはりそういうふうな実体的な政策となるわけでありまして、この案といたしましては、そうではなくて、内閣総理大臣といふのは、総理府の長としての内閣総理大臣、そういう建前で書いておるものと解されるわけであり、閣議を主宰する内閣総理大臣といつても、人は同じでありますから、実際ににおきましてはそこに運用の妙を発揮できる、そういうことで目的が達せられるというふうな前提で、この法案

ができてゐるものと解される次第であります。

○岡委員 それでは、原子力委員会設置法第三条に「内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」と規定があります。私どもはこの原子力委員会設置法の審議に際しては、政府側からは、この第三条における内閣総理大臣は政府の首班である内閣総理大臣であるという説明を、実は承つておるのであります。今御説明の第三条では、総理府の長である内閣総理大臣、原子力委員会設置法における内閣総理大臣は内閣首班であるといふふうには、著しく釈解が違つておるわけでありまして、この点はいかかなのであります。

○野木政府委員 実は前のときのいきさつを私ははっきり記憶しておりませんが、原子力委員会設置法も突き詰めて言つてみますれば、同じような法文になつておるもので、解釈としては今平らかに申しますれば、やはり同趣意になるのではないかと存ぜられる次第であります。一応この答弁としてはそう申し上げたいと存じます。

○岡委員 科学技術庁の方、このときの審議の事実を御存じだと思ひます。

○水間説明員 審議の経過はつまびらかにいたしませんけれども、原子力委員会設置法も第一条に総理府に置くという前提を打ち立てておられますので、第三条の決定の尊重の項における内閣総理大臣も、総理府の長官としての内閣総理大臣と解釈しております。

○岡委員 その点が非常に重大な問題であつたものですから、私も念に

は念を入れてたまたまのわけなんです。當時は内閣総理大臣は内閣の首班である内閣総理大臣、こういうふうには御答弁を私はいたいと記憶しておるのです。この点は一つ速記録等をあなたの方でもよく御調査いただいて、その解釈の統一をはかっていただきたいと思ひます。

それで法制局の方にお尋ねいたしますが、かりに原子力委員会設置法第三条の、内閣総理大臣が総理府の長である内閣総理大臣として、第四条で、原子力委員会は「原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができ、」とあります。この内閣総理大臣はやはり総理府の長である内閣総理大臣、そういう意味ですか。

○野木政府委員 これも同様の意味ではないかと存する次第であります。

○岡委員 これはこの程度でよろしいですが、その次に第十条の二項の一です。政党その他の政治的団体の役員となり、また積極的に政治運動をすることは、科学技術に關してすぐれた識見を有する者として選ばれた四人の科学技術会議議員の資格としては許されないうことになっておるわけですか。どういふ理由で政党その他の政治的団体の役員は議員になることができないのでしょうか。

○野木政府委員 これは法制的の問題よりもむしろ政策的の問題に屬する部分が多いのではないかと存じます。しかしながら一応法制的の見地に關連つけて御答弁申し上げます、科学技術会議はなるほど総理府の付屬機関で、一種の諮問機関になっております

るが、その實際的重要性は非常に大きいものがあるものと存じます。日本の将来の科学技術の進歩という面にあるいは貢献し、あるいは影響を与えるという点においては非常に大きな役割を演ずるものではないかと思ひます。そういうような非常に重要な機関でございますから、なるべく何人か見ても、そこから出した意見は中正な公平な意見であると認められるような仕組みが好ましいのではないかと存じます。もちろんこの會議におきましては、第六條に書かれてありますように、大蔵大臣、文部大臣、科学技術庁長官、経済企画庁長官という方々が入つておられます、この方々は現在の政党内閣におきましては政友人が多いことになると存じますが、少くともほかの四人の方から出た意見につきましては、政友派を超越して真に日本中立的な立場で真剣に考へてもらう、そういう人がほしい。そういうような法案の趣旨になっておるのじやないかと存じます。もちろん政友の役員にも科学技術に非常な練達の方がおられるというところは、この法案も否定をしておるわけではないと思ひます。しかしながらもしそういう人がこの四人の少数の議員の中に入つておると、せっかく政党内閣の閣員以外の人

の意見を聞いてやろうというその趣旨が、少し違はれないことになるとは、ないか。従ひまして政党その他の政治的団体の役員とか、または積極的な政治運動をする、そういうような方はこの種の議員にはさせないようになつてしまつて、そしてあくまで科学技術會議の純粋性、中立性というものを内容

的に確保し、また一般の世人からもそういう疑いを持たれないように確保したい、そしてその意見を一そう權威あらしめるものにし、そして日本の科学技術の振興に寄与したい、そういう精神に貫かれており、その精神から發しているものと存する次第でございます。ただこれは大きくいえば、一つの立法政策の問題になりまして、憲法との關係を云々というやうな問題でありませんから、立法政策上はあるいは反対の見解もあるかも知れませんが、少くとも方針としては、ただいまの申し上げたやうな立場をとつて、その方策を前提として立案せられたものと解せられるのであります。

○岡委員 「政党その他の政治的団体の役員」、この政治的団体の役員といつてもいろいろあるわけですが、あなたの方の慣例から見てもこれまでが政友団体の役員といふことで、この議員になる資格がないことになるのですか。

○野木政府委員 結局「政党その他の政治的団体の役員」といふことの解釈問題になると存じます。私まだ具体的にこの解釈が實際上の事例において争われたという点をはつきり聞いておりませんが、この解釈をいたしましてはまず政党という点、その他の政治的団体という意味、役員の意味、三つの用語の解釈が内容になっておると存じます。政党内閣に於いては當議で大体わかると思ひますが、今までの法律としてはたとえば政治資金規正法に於いては政友の定義が下されておつたと存じます。ここにいう政友もあそこには政友もほぼ同じといつてよいのではないかと存じます。「その他の政治的団体」といふ文字は同じであつたかどうか今必

ずしもはつきりしませんが、あそこに政友その他協会の書きまして、政友以外の政治的団体といふことがあつたと記憶しております。やはり法律が違ひますから、法律論的にいうとその趣旨は違ひないかといふ議論も出てくると思ひますが、大体の法律の趣旨としてはあれらにある概念がここでは前提にして書かれておる、そういうふうには存する次第でございます。そして役員とは何かといふと、これもどの範圍を役員とするかといふことは、それそれの政党その他の政治的団体の規約なり何なりを見て、具体的の場合において判断するよりほかはないのではないかと存する次第でございます。

○岡委員 それではこれは提案者である科学技術庁の方では、この役員といふのはどこまでの限度を見るか。自由民主党の總裁、政務調査会長、幹事長、総務会長、総務までが役員ですか、それとも埼玉県支部長福永さんも役員になるのか、そのところを一つ。

○鈴江政府委員 私どものこの役員といふものの解釈につきましては、その政友あるいは政治団体におきまして相当支配的な影響力のある役員というふうに考へておられますので、大体政友でございますれば、党本部の役員というふうに考へております。

○岡委員 正力国務大臣にお尋ねをいたしますが、今法制部の専門家の御意見では、この議員の資格として、政治的団体や政党の役員でない、あるいは積極的に政治運動をしないといふことが条件になっておるわけですか。ところが、これらの条件を付したゆえんのも

思うわけですか。その理由は、お聞きをすれば、とにかくこの會議の運営に當つては、いわば政党的な偏向のないようにしなければならぬから入れない、こつおっしゃるわけですか。そこで正力国務大臣の御抱負を一つお聞きしたいのですが、科学技術會議の運営において、あるいはここに書いてあるこの科学技術會議の諮問事項となるものは、おそらく政党的なものはないのですよ。またこついうものは当然あつてならないと思ひます。科学技術といふものは、これは国境さへも越えたものなんです。性別や年齢や人種を越えたものですよ。こついう科学技術といふものの長期的な、総合的な研究目標を設定するあるいは基本的な総合的な政策を樹立する、特に重要なものについての推進、方策の基本をきめるあるいは日本學術會議へ何を諮問するかといふことをきめる、こついうものは、その政党とか政派とか国境とかいふものを越えた、一つの真理探求のための政策を立案しようといふのでしよう。こんなものに政友人を排除するといふやうなことは、そのこと自体が會議そのものの本来のあり方から見れば私に納得がいきかねるのです。こついう科学技術會議には、政友が何党であらうとも、真にこの面において學識経験のある者ならばどんな採用できるという、開放された構成に持つていくのが、私は科学技術會議といふもののためにも大事なこつやないかと思ひます。正力国務大臣の御所見はいかがですか。

○正力国務大臣 なるほどお話の点はもっともであります。これは關係がみな政党的な關係の者が入つておりま

○前田(正)委員 関連して。私が申し上げたいと思うのは、きょうも実は科学技術特別委員会におきまして、特殊

り上げて書くと思いますから、できるだけ国民にやはり重要性を認識させて、そうしてやるような運用上の特別

○松永国務大臣 御指摘になりました。科学技術の振興については、これは仰せの通り、主として教育の面から振興をはからなければいかぬと思います。そこで教育の面と申しまでも、ピミッドの頂点だけ、すなわち大学だけを、あるいは専門学校だけを強化いたしまして、効果が薄いのであります。従つてまず小学校から中学と順次、科学技術教育の基礎を教え込んでい

ざいですが、これらを集めて、そして都道府県に講習会を開催する、こういうことになっております。その点につきまして三十三年度予算に計上せられました額は、設備の整備、充実に必要な経費として、四億四千六百万余りを計上いたしております。さらに現職教員の教育に必要な経費として、八百万円を計上いたしております。大体これで十分というわけに参ります。

○岡委員　国民特に少国民の基礎的な自然科学の教育に力こぶを入れる。そこで今お話の点は、まず第一に教員の質を高める。そこで八百万円で教員の質を高めるための講習会をやる。御存じのごとく、この点について申し上げますと、高等学校においてもそういう先生があると思いますが、一単位六十時間物理を習えば、高等学校の生徒にも物理を教える資格があるというよう

うな取扱ひになつてゐるのではないかと思ひます。また、ある先生のお話を聞くと現在の小、中学、高等学校の数学の水準は、戦前に比べて二年以上おくれであるといふ、率直なことを言つておる。こういうように、教える側の質においても非常に大きな問題があるんじゃないか。それから教育課程においても、四月から道徳科目を加えられるというが、自然科学、数学においてどういふ具体的な御配慮をしておられるか。それから四億二千万円プラス七百万円——御存じの通りアイゼンハワー大統領は、ソビエトが二回にわたつて人工衛星の打ち上げに成功したといふので、本年度の年頭教育で、科学技術教育に二億七千万ドルの予算を要求しておる。そのときに、戦後の空白から非常に立ちおくれにある日本が、特に小、中学等における基礎的な若い世代に対する科学技術教育がわずかに四億ぐらいの金で、今日までの欠陥が補えるでありますか。

○緒方政府委員 ただいまの教員の資質の向上の問題でございますが、この八百万円を計上いたしておりますのは、現職の教員に対します講習会の経費でございます。特に理科の指導力を向上いたしますために、教員をブロック別に集めて、そして講習をいたしたいという計画でございます。ただいま御指摘のように、現在の教員養成の制度におきまして、科学教育を実施いたします十分の教員の資質が養われていくかどうかという問題につきましては、いろいろ御批判がございまして、これは教員養成制度全般に關する問題でございますけれども、理科のみならず、ほかの教科についてもそういう批

判がありますので、私もこれを今全面的に検討をいたしまして、改革、改善をはかりたいと思つております。つまり現在の教員養成は、昔の師範教育と違ひまして、一般の大学のワクの中で行われることになっております。そして今、御承知のように、一定の単位を取得いたしますと、それに対して免許状を出す、これではやはりいけないのであつて、もう少し教員として、特に理科ならば理科の指導力を持つような計画的な教育内容にしていくなすべきじゃないかという観点から、現在検討いたしておりますような次第でございます。特に実験、実習の力が足りませんので、それらにつきましては、今後十分この面を強化していきたいといふように、現在考へておる次第でございます。

それから来年度の理科教育の設備の予算が四億四千六百万でございますけれども、これは年々努力を重ねまして、今後基準に達するようにしていきたいという計画でございます。御承知のように、理科教育振興法というのがございまして、この法律に基いて年々計画いたしておりますが、来年度は三十二年度に比へますと、六千二百百万の増額を計上しております。御答弁は、検討中だということなんです。文部省は、私も外部から見えておりますと、非常に遠慮がちで、予算を取ることがあまり上手でないように思ふ。こういう科学技術振興が政府の重要施策になりながら、この期に及んでまだ検討中で、小、中学の理科教育の予算は、四億余の予算しか持ち得ない。科学技術の基礎を培養するのに、これだけの予算で

何がやれましようか。そしてあととところは検討中、これでは私は非常に無責任ではないかと思ふのです。文部大臣、無責任ではないかと思ふのです。いかがでしようか。

○緒方政府委員 ただいま私検討中と申し上げたのは、教員養成制度につきまして申し上げたのでございまして、先ほど御説明を一つ落したのでございまして、小、中学校の教育課程につきましては、これは近く成案を得るわけでございますけれども、理科あるいは数学の時間数が、ただいまお示しをいたしましたように、現在少い実情になっておりますので、時間数をふやしましてその点を強化していきたい。これは教育課程審議会で今検討いたしておりますので、近く結論を得ましてすみやかに実施するような運びにいたしております。

○岡委員 とにかく先ほど大臣も言われた通り、科学技術の振興といへば要は人の問題です。そこで人といへばこれは教育の問題ですから、今いかに予算をばつと出してみたところで直ちにその人を得られるものでもありません。しかしそれだけにまず何よりも早く着手しなければならぬのは、われわれの次の時代の子供たちに自然科学なり数学に対する教育を高めていくことです。だから教育課程の問題なり教える先生の質の問題あるいはその施設の問題なり、こういう点においては本年度予算では、私も承知している範囲では非常に足りないと思ふ。さて審議会が答申を出すといったところで、それに予算が必要となればやはり来年度に回すというようにもなり得るわけです。今度は重要な科学技

術振興の費用としてたな上げの二十億もあるわけだから、この科学技術会議あたりがまず教育の問題を取り上げた場合には、こういう財源をも活用して、ぜひ一つまず子供のうちから数学に対する水準を高める、あるいは自然科学に対する興味を持つという方向に強く指導してもらいたいと思ふ。

その次には今度はいよいよよろしく小学校、中学校、高等学校を出て大学へ入った、ところが日本の科学技術の振興上非常に遺憾な実情は、いわば基礎分野における研究が人手薄であり、施設が古く予算が足りないという現状なのです。これに対して今年度はどういふような手をお打ちになりましたか、大臣の御答弁を願ひたい。

○松永国務大臣 御指摘になりましたように設備が全く古いのもあります。そこでそうした設備を改善するため、満足する程度じゃありませんけれども、相当の予算は組み立てておるつもりであります。すなわちその設備の費用といたしまして二十億四千万円計上いたしております。それでさらに、岡委員の仰せになりました今の、まず何といつても人の問題、適当な教師を得て教育の任に当らせなければならぬことは御説の通りであります。ところがそういう人に対する待遇の問題、研究費の問題、そういう問題もまだ相当不満足でございますけれども、しかし今年度はまず第一歩を踏み出したといふ考えから、逐次増加いたしていくつもりでありますが、本年度はこの程度でいけるのじやなからうかというふうにお考へておる次第でございます。なお詳細な数字の点につきましては政府委員から申し上げます。

○緒方政府委員 研究の基礎を固めずためには、御指摘のように、研究費と施設、設備の充実、更新ということが必要でございますが、研究費につきましては実は二通りあるのです。一つは国立大学の経常的な研究費の増加が一つございまして、これは来年度の予算には四億六千万円を計上いたしております。昨年度に比へますと五億二千八百万の増となつておる次第でございます。それから施設、設備につきましては、ただいま大臣からお示しがありましたような数字を計上いたしております。二十億四千万円でございます。それからもう一つの研究費でございます。これは今国立大学の経常的な研究費のほか、特別に重要な研究を促進し、それを引き上げて参りますために、科学研究費といふものを計上いたしておりますが、これは来年度三億二千万円の増額をはかりまして、十四億四千万円を計上いたしております。先ほど申し上げました教育研究費と科学研究費両方の運用によりまして、研究の充実をはかつていきたい、かように存じております。

○岡委員 それじゃ具体的に、東京大学の工科並びに理科の講座数、それからその一講座の定員並びにその講座を指導する教授の自由に使用し得る研究費並びに停年に近い権威ある教授の月給ですな、これの一つ数字で示していただきたい。

○緒方政府委員 ただいまおあげになりました全体のことは、すぐ資料をお示しする準備がございせんが、研究費につきまして申し上げますと、理科系の研究費は、一講座当り今度増額いたしまして百三十万円になります。こ

これは前年に比へまして、二〇%の増加
になつておるような次第であります。
ただ教授一人あるいは講座一つにつ
きまして、自由に使えるということに
なると、これは各大学の運用により
ましていろいろ実態が變つておりま
して、一律に幾らということとはな
かなかお示しにくい状況になつてお
ります。研究は申し上げるまでもな
く電気を使い、水を使い、あるいは
ガスを使うというふうな、光熱費等
に非常に経費を使います。あるいは
また消耗品等も相当使います。ある
いはまた人を雇う賃金支払いなど
もございますので、こういうものは
大学として一括計上いたしておる
ような状況でございます。これは各
大学によりまして区々になつてお
ります。今東京大学で幾ら使うか
というお尋ねでございますが、これ
は講座にによりまして違ひます。お
示しにくいと思ひます。

それから一方の科学研究費でござ
いますけれども、これは先ほど申し
ましたように、特別な研究の課題
々々によりまして特別に配分をいた
してござります。東大全体といたし
まして二億くらゐ配分をいたして
ござります。これも問題々々により
まして、研究の態様々々によりま
して、大体一人の人が幾ら使う
かということはお示ししにくい
のでございます。

またいづれ資料をもつてお答え申
上げることになります。
○岡委員 先般別な委員会で、茅先
生にも御出席をいただきまして、こ
うな問題について若干数字的な資
料をお伺いいたしました。なるほど
御説明

のように百数十万円に上つておる。
うしてこれは二〇%増である。しか
しその中からガス、水道、光熱費も
要する。あるいは共同の図書購入
費も要する。あるいは学生に対する
教育のための費用も要する。そう
いうことで相当のパーセンテージ
が大学本部の方に認められるとい
うふうなことになる。実際講座を
指導する教授の自由に使用し得る
研究費というものは、増額になつ
てな十七万円に満たないといふ
ことを言つておられます。こうな
つたのでは、これは学校の先生が
アルバイトするのにも無理がない
と思つて、自分のことを申し上げ
て恐縮ですが、私は実は大学の専
攻生ですが、昔は試業一本あるいは
ウサギ一匹、全部学校の費用でや
れたものです。今では自分の満足な
研究ができません。こういう状態
をこのままに放置しておいては、
日本の基礎研究というものは絶
対に向上しない。今の御答弁では、
ただ現状を御説明になつただけで、
これをいかに切りかえていくかとい
うことについて、しっかりとしたり
責任ある御方針を承わりたいです。
これは文部大臣から直接承わりたい。
その御方針を承わらなくては、あ
んのないもなかみたいな科学技
術会議なんかを幾ら作つても意味
がない。あなた方は、これができ
たらこういう抱負で進もうとい
う具体的な方針をやはり与えても
らわなければ困る。

○松永国務大臣 この研究費の問題
については、御説のようにこのま
まではやれぬというので、実は算
も相当額計上してやつたのであり
ますが、しかし三十三年度予算に
計上しております。

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 昭和三十三年三月十二日

程度しか計上することができなかつ
た。しかしこれでは非常に不足と思
いますけれども、初年度としてこの
くらいあれば、先ほど申し上げま
す通りまず一歩踏み込んでいくこ
とができる。こういうつもりで実
はやり出したわけでは、けれども、
先ほど来申し上げます通り、年を
追うて逐次額をふやさなければなら
ぬことは申すまでもございませ
ん。しかし何とかしてこれで行
つていけると確信いたしておる
次第であります。

○岡委員 それじゃ具体的にお聞
きしますが、各大学から研究の補
助として申請をされた総額はどれ
だけか、そのうちから文部省はど
れだけ補助として交付されること
になつたのか。もう一つ東大の工
学部資料を見ますと、工学部の
研究施設の中で明治年代のもの
が三十三%、大正年代のものも
三十三%、戦後のものは二%に
満たないという数字を私はもつて
おるのです。東大の工学部とい
えば、日本の国立大学の中でも
最も権威あるものでなければなら
ぬ。しかも理工学部関係のものは
日進月歩なんです。これに對して
本年度はこの施設の近代化のため
にどの程度の予算をさかれたか。

○諸方政府委員 第一点の研究費
の問題でございますが、これは先
ほど申し上げておりますのは、経
常的な研究費でございます。その
中で、大学から申請をしてその
中からこつちが与えるという性質
のものでございせん。文部省でこ
れを大蔵省に要求いたしまして
それを各大学に配分して運営し
ておられます。私の方としまし
ては来年度計上いたしております
額で

はまだ不十分なことは重々承知いた
しております。かりに戦前と比較
してみても、現状の二倍か三倍の
額にいたさなければならぬと考
へるわけでございまして、大蔵
省に對しましては相当要求をいた
したわけでございまして、それ
ども、全体のバランスから見ま
して、先ほど申しますように、理
工科系につきましては二〇%増
で落ちついたような次第でござ
います。今後この努力を積み重
ねていきたいと考えております。

第二点の設備でありますけれども、
これは御指摘のように工学部の
設備の中で戦前に購入したものが
約六割でございまして、これは全
国の大学を通じての話でござい
ますが、そのうち明治、大正の
ものは私の計算では約二割と見
ております。この古いもの、特
に老朽のものは新しいものから
逐次更新していかなければなら
ぬと考へるわけであります。これ
につきましては私どもの要求は、
これから相当の金額を要する
と存するわけでございまして、
来年度におきましては二十億四
千万を計上いたしまして、一面
老朽設備を更新すると同時に、
さらに最近の科学の進歩に對
応いたしまして新しい高性能の
装置が必要でございまして、こ
の両者を更新し、かつ充実をは
かるように努力いたしていきたい
と考えております。

○岡委員 昨年度の国立、公立、私
立の大学の卒業生の総数、その
中で法文と教育を除いて、理工
学部、医学部、農学部、農学
部の卒業生の数は総体の何%
になつておりますか。
○諸方政府委員 総数は国立私
立を合算して約十六万くらいに
なるかと存じ

ます。ただ私立大学におきまして
は、実数が押えたい面もござい
ますので、正確には申し上げか
ねますが大体十六万程度と思
います。そのうち、全体を通じて
見ますと、自然科学系が大体
三割程度になつております。

○岡委員 御存じの通り、ソ連は
第六次五年計画の末期では三十
万人のテクノロジーリストを増
加させる計画に成功したと伝え
られる。英國でもテクノロジー
リストは大体倍しようとして計
画している。ところが日本は法
文が七割ほどを占めている、卒
業すると今度はまた就職地獄に
さらされておるといふ実情です。
子を持つ親の気持もさること
ながら、こういうアンバランス
では、ほんたうの科学技術振興
はできない。だからアメリカが
二億七千万ドル、約一千億の
金を今度投入しようというのも
主としてこの教育の面における
基礎科学にできるだけ人をとど
めよう、それを優遇しよう、そ
して、施設のよいものを与え、
頭のいい者には奨学金をどん
どん出そうというのがその内容
なんです。こういうふうにお
おるときに、日本では三割に足
らない。せっかく大学を出ても
自然科学にとどまる者がほとん
どない。しかも大学の定員は一
講座当たり教授を含めて四名
です。そうすれば、研究者とし
ては、定員で押えられて設備が
古いという状態、しかも子供
たちは、学生様にならばすぐ
メーカに勤めについて、サ
ラリーがいいという状態にある。
とどまらないうちの状態に
ある。こういう状態を放置し
ておいたのでは、教育の面にお
ける科学の進歩は望めない
と思ふ。問題は、第一に何と
か大学を卒業する諸君が自然
科学の道に踏みと

どまる、あるいはそうならでできるだけ基礎科学の分野にとどまること。第二、この二点について、ただ今日このように状態が足らなくてきわめて遺憾であるということじゃなくて、こうすべきだという御意見、政府の御方針を承りたい。

○緒方政府委員 ただいま申し上げましたように、現在のいわゆる文科と理科との比率は七割対三割という状況でございますが、先ほど大臣からお話もございましたように、技術者の不足に対応いたしまして、来年度を第一年として三年あるいは四年の計画をもって八千人まで増加したいと考えております。そこで、国立大学におきましては文理の比率は、大体来年度においては文科三五％、理科六五％といったところまで参ります。さらに今後私立も含めまして、このパーセンテージを漸次理科の方に重点を移していくように努めたいと存する次第でございます。

また今のお話の中にもございましたけれども、基礎分野におきまして研究に對しまして、特に大学院の問題がございまして、学校を卒業いたしましたすぐ就職をしてしまふ、むしろ優秀な者は会社に引張られて就職してしまふ、従つて大学院に残つて基礎の研究をやる者が漸次少くなつていく傾向がございまして、これに對しましては特に博士課程に對する育英資金の拡大をいたしたいと考えております。今博士課程に對する育英資金は二口ございまして、一万円口と六千円口とございまして、その一万円口の方のワタを充てまして、なるべく基礎研究を大学に残つて落ちついてやるような方

向に持つていきたい、かように考えております。大体大学生に對しまして来年度の計画で申しますと、七割くらいは學生に對しまして育英資金が出来るような予算を計上していきたいと考えております。

○岡委員 なるほど理工学部の方の學生の数はふやうという計画も承知してありますが、しかしある大学では工学部に五十人ふやされたけれども、教育する施設と人が足りないから断わろうかと言つてゐるのですよ。あなた方はそういう側におられるからそういう事実もお聞きだろうと思う。問題は人をふやしてもそれをほんとうに仕込む教育者の陣容というものがなければ、結局は何もしないと同じような状態になるわけです。こういうものは総合的に施設も充実してやり人もふやしてやる、そして學生もふやしてやるというようにして教育の実が上るようにならなければならぬ。ただ定員だけふやしてみたら技術者がふえるものではないと私は思う。そこで、たとえば學生を応募させたところについてどの程度具体的にやつておられますか。

○緒方政府委員 御指摘の中の教官問題でございますが、来年千七百名を増員いたしますに對しましては、大体百三十名を教官増に充てたいと考えております。これは大学の態様によりまして若干違ひますが、いわゆる講座制の大学におきましては、不完全講座の充実に充てたいと思つております。それから新

たに増員をいたしまして、両方合せまして大体百三十名ぐらゐの者を千七百名の増加分に對する教官増に充てたいと考えております。なお御指摘のように學生を入れますと、初めは基礎教育でございますので、一般教育に當ります。教員をまず初年度としては充実にしなければならぬと思つております。これが学年進行によりまして漸次専門課程に移つて参りますので、来年、再来年からはさらに専門課程の充実ということに進んでいきたいと考えております。

○岡委員 いろいろ承りましたが、私は文部省の科学技術振興に對する現在の予算措置は非常に不足だと思つてゐる。これは先進諸國に追いつくだけの科学技術の振興というものはなかなかできない。なお科学技術にいたしまして、基礎研究の分野が向上する、これを今度は応用化工業化するということで、自主的な科学技術の振興をはかつて、日本の産業の中に持ち込んでいくという工夫も、今度の理化学研究所三億三千万円出資というやうなことはなかなかこの目的は達せられないと思ふ。もちろんこういうやうなことは一挙に何千億の金を積んだところではできないが、それならばこそ科学技術会議というものができて、そして教育の面でもあるいはまたその応用化の面でも、あらゆる面で総合的にこの會議というものが所期の目的をせむ果していただきたい。そういう意味で特に重大なのは文部大臣と科学技術庁長官のお仕事だと私思ふのであります。ぜひこの會議においては強い発言権を持たれ、また思い切つて

予算要求をされて、これがほんとうに科学技術振興のための會議として——科学技術の振興なんというものはワンマン・コントロールでいくべきものなんでしょう。ワンマン・コントロールでいくの意気込みで、この會議というものがほんとうに日本の科学技術の総合的な進展の中核となるという任務を果していただきたいことを、心からお願ひをいたしまして質問を終えたいと思ひます。

○福永委員長 西村力弥君。○西村(力)委員 松永さんおいででございますので、ちょっとお尋ねいたします。科学教育の振興のために教材の充実あるいは教員養成、再教育あるいは研究内容の充実、こういう方向に御努力なさつていらっしゃる、今までの御説明である程度知り得ましたが、そこで一つだけ大臣として大事な点を見失つておるのではないだろうか。それは科学教育をやるにはすし詰め教育は絶対にだめだということ。この点に一つ着目しなければならぬのではないかと。小学校時代から一人々々に科学的なものの考え方、把握の仕方、処理の仕方というものを教え込むには、今のやうなすし詰め教育では絶対にそれは不可能だ。科学的なものを身につけてさせるには、もっともつと人員を減らしてやつていかなければならぬ。そして個々にじっくりと指導できるやうな工夫をしなければ、科学技術振興ということは不可能であると思ふ。その点は直接的ではないように見えますけれども、ぜひそういう観点からすし詰めと學級というものを完全に解消するといふことが基礎になつていかなければなら

らないと考へておるのですが、文部大臣の御所見はいかがですか。○松永國務大臣 これはもう私がいろいろ申し上げるより、専門家の西村委員はよく御承知ですが、実はすし詰め教育を解消するというのが前提とならなければならぬということ。御指摘の通りでございます。そこで実は三十三年度から何とかこれをやりたいと思つて努力したのですが、財政上の見地からどうしても実現することができませんでした。しかし中学校は三十三年度と三十四年度で、これを予定通り五十人以下にするということに大体見當がついております。小学校は本年度が一番山でありますから、来年度から逐次減少いたしまして、大体五年かられば完全に解消できるといふ見通しでやつております。遺憾ながらそれよりはかには財政上の建前からどうにもできなかったことがまことに残念でございます。しかしながらおかげさまで中学校の方は、化学、理學あるいは數學、そういう基礎學をたたき込むには中學が一番重要なところだと思ひますが、それは三十三、三十四年度に間違ひなく解消できるといふふうに考へております。一ぺんに本年度から解消するわけにいきませんが、年を追うていくというふうに考へておる次第であります。

○西村(力)委員 その点はせっかく御努力いただいたかと思ひます。次に伺ひたいのは、大臣には耳の痛い点があるかもしれませんが、勤務評定の問題をあなたはどうか考へられるかという問題です。これは文教委員會の問題かも知れませんが、科学技術の振興のために非常な熱意を持つていら

しやるならば、関連のある問題ですからお答え願いたい。教員の勤務を評定する科学的な根拠というものは無いところでは、だれでも認めているところであるわけですが、ですからそういう科学的な客観的妥当性を持つ基礎がないのに評定をやるということになれば、主観的になるしあるいは権力支配的になるから、そういうことはやれないのだ、こういう工合に校長さん方が反対をする。そういう校長さん方を押しつけて勤務評定を無理やりやらせる。そういうふうな校長さんたちは沈黙させられたならば、真理は追究してやむなという信念というふうなもの完全には沈黙させられてしまう。そういう状態に教育を押し込んで、科学教育をさせようというところは、全く矛盾しているではないか。こういうことを私ははつきり申し上げたいと思うのです。

それからもう一つは、松永さんは紀元節問題に涙が出るほど感激を催しておるといふことを新聞で見ましたが、紀元節問題に対しては、御承知の通り保守的な歴史学者でも、こういうことが国の祝日として表面に押し出されてくれば、學術研究は不可能になると言って反対をしておる。これは思想的な立場からではない。学問の真理を守ろうという立場から反対をしておる。それに対して、そういうことは一切抜きにして、そうして民族感情的なものがあるのだからという工合にいつてやるのでは——私がお聞きしたいのは、そういう工合に、一方においては紀元節という工合に、ともかく理も非もなく御幣をかついで、一方では科学技術振興といつてサイン、コサインをや

る、御幣とサイン、コサインが両立できるのかというのです。そういうことで、せっかく科学教育に御熱意を持たれて、だんだんのお話をされるこの際においては、少し敬虔なるお気持ちで考えになるべき必要があるのではないかと、こう思うのです。

お耳痛いかもしませんが、そういうことは私はやはり申し上げなければならぬ。そういうことに對して、紀元節論争のときにはやはりそのときの論理を言うでしようけれども、今は科学教育振興という純粋な立場でいらつしやる。そういうときにおいてこそ、最も謙虚な、敬虔な立場において、そういう御幣とサイン、コサインを両立させるような自己矛盾をどういう工合にお感じになるかということをはつきり割り出せるのではないだろうか、こう考えるわけなんですが、その点はいかがですか。

○福永委員長 西村委員に申し上げますが、御如才もございませんでしようが、御発言は議題外にわたることがないように、なるべく……(西村(力)委員「そんなことはない」と呼ぶ)いや、全部がわたつていっていると申し上げるのではない。そういう御趣旨で御発言をいただきたい。

○松永国務大臣 これはどうでしょう。かな。御幣をかつぐときもあれば、また科学を考へるときもある。そう通り一ぺんにはいきません。

第一に御質問になりました勤務評定、この勤務評定の問題は文部当局が自主性を持つてゐるのじゃない。御承知の通り……(西村(力)委員「そんなことを言つたつてだめだよ」と呼ぶ)いや、だめじゃない。それは、あなたも

御承知の通り、都道府県において自主性を持つて、そうして都道府県の各教育委員会が実施する。でありますから、私の方では指導とか助言とかいうことはやれますけれども、私が自主性を持つて、文部省が自主性を持つてやつてゐるのじゃないということをやつてもつてお考えおきを願ひたい。

さらにこれは法律はもう制定されてゐる。ですから法治国のわれわれとしては法律に従つて行動せなければなりません。法律に反することができません。そこで都道府県の教育委員会がやる。従つてわれわれも、やつておられるのはけつこうなことだといふので、まあ賛意を表しておるわけなんです。これはまたいづれ文教委員会等で申し上げます。

紀元節の問題ですが、あれは新聞に、私が随喜湯の涙を流したとかないのかいいますけれども、そうじゃないのです。言つたことはこれなんです。紀元節のあの歌、雲にそびゆる高千穂の歌を歌うと、六十年前のことが頭に浮かんで来て目がしらが熱くなるのを感じると言つたんです。何も紀元節に私が随喜湯の涙をこぼしたというのではない。しかしそこは生きてゐる人間ですから、そのくらい感情があるのは当然であります。紀元節の是非についてはいづれまたその所得、時を得て、申し上げることにいたします。

○西村(力)委員 どうも松永さんとおまりやう気持もありませんが——私も明治生まれで、四十五分の三くらい明治の血が入つてゐるのですが、ね。大学の研究室が三〇%明治の者だといふようなことを聞きまして驚いたので

す。松永さんは何分の一になりますか、わかりませんが、そういうお立場の人間の自然の気持というものが、これはだれも否定はできないと思うのですが、そういう気持は尊重しなければならぬ。それを若い青年にも押しつけることはやらない。相互に理解し合うということが、若い者と年寄りの相互の立場じゃないかと思うのですよ。だからあなたが随喜湯の涙を流したとか流さないとかは問題じゃないと思ふ。流したい人は何度でも流したい。ゲートルをはいて宮城遣送をやりたい人は何度でもやつたらいじやないかと思うのです。だけれどもそれを押しつけるのは——年寄りを敬うといふことを若い者に要求するならば、若い者を理解するといふことをしななければならぬ。双方の立場を尊重し合うといふことでなければならぬと思ひます。その話はいつか折がありましたら文教委員会などで御教示をいただきたい。本日は議題外になりますので、これで終ります。

○松永国務大臣 ついででありますから申し上げますが、私は押しつけるといふ考えはちつともありません。そうして大多数で紀元節は決定してもらえばそれでよろしいといふふうなつもりであります。それだけを御了承願ひます。

○福永委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

昭和三十三年三月十四日印刷

昭和三十三年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局